

PPP/PFI 手法導入優先的検討規程
策定の手引
(改定案)

令和 4 年〇月

内閣府 民間資金等活用事業推進室

目次

はじめに	1
指針の位置付け等	3
1 指針の内容	3
2 指針のポイント	4
4 優先的検討規程の例	5
優先的検討の開始時期	8
1 指針の内容	8
2 指針のポイント	8
3 優先的検討規程の例	9
4 留意点	9
対象事業	12
1 対象事業の基準	12
1 指針の内容	12
2 指針のポイント	12
3 優先的検討規程の例	14
2 対象事業の例外	14
1 指針の内容	14
2 指針のポイント	14
3 優先的検討規程の例	15
適切な PPP/PFI 手法の選択	16
1 採用手法の選択	16
1 指針の内容	16
2 指針のポイント	16
3 優先的検討規程の例	16
2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定	17
1 指針の内容	17
2 指針のポイント	17
3 優先的検討規程の例	18
簡易な検討	19
1 費用総額の比較による簡易な検討	19
1 指針の内容	19
2 指針のポイント	19
3 優先的検討規程の例	20
2 その他の方法による簡易な検討	21
1 指針の内容	21
2 指針のポイント	21
3 優先的検討規程の例	21
詳細な検討	22
1 指針の内容	22
2 指針のポイント	22
3 優先的検討規程の例	23
評価結果の公表	24
1 指針の内容	24
2 指針のポイント	24
3 優先的検討規程の例	25
PPP/PFI 手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項	26
1 指針の内容	26

2	指針のポイント	27
3	参考	27
	人口 20 万人未満の地方公共団体における取組等	28
1	優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉	28
2	手続の簡略化における負担軽減	29
3	優先的検討の対象事業の考え方	30
4	庁内体制の整備	33
別紙 1	採用手法選択フローチャート	38
別紙 2	事業概要調書	39
別紙 3 - 1	PPP/PFI 手法簡易定量評価調書	40
別紙 3 - 2	PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠	41
別紙 4	PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（記載例）	42
別紙 5	簡易な検討の計算表	51
別紙 6	簡易な検討の計算表（記載例）	53
別紙 7	PPP/PFI 手法簡易定性評価調書	エラー! ブックマークが定義されていません。
参考 1	優先的検討規程の例	56
参考 2	関連する通知文書等	64

本手引は、地方公共団体が「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定。令和 3 年 6 月 18 日改定）に規定する優先的検討規程を定める際の参考として作成されました。同指針が、令和 3 年 6 月 18 日に改定されたことを受け、内容の見直しを行っています。

はじめに

PPP/PFI の推進は、公共施設等の建設、維持管理等に係る財政、人員等の行政の効率化のみならず、PPP/PFI による良好な公共サービスの提供や民間の収益事業の展開により、地域の賑わいの創出や、地域課題の解決に資する取組を実現するとともに、官民のパートナーシップ形成を通じ、持続可能で活力ある地域・経済社会の実現に向けた取組においても有効となるものです。

地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和 3 年 6 月 18 日に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（以下「指針」という。）が改定され、優先的検討規程を定めることが求められる地方公共団体を、人口 20 万人以上の団体から人口 10 万人以上の団体に拡大することとされました。

また、同指針改定時の地方公共団体宛通知文書において、人口 10 万人未満の地方公共団体においても、必要に応じて同様の取組を行っていただくようお願いしているところです。

これを踏まえ、小規模団体において優先的検討規程を策定する際に参考となる取組を追加するなど、人口 20 万人未満の地方公共団体においても、円滑かつ実効的に優先的検討が行われるよう本手引の見直しを行っています。

なお、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 4 年改定版）」では、地方公共団体において、PPP/PFI が自立的に展開する基盤の形成に向けて、優先的検討規程の策定・運用の支援とともに、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しも促進することとしています。本手引については、今後も、内容の変更・見直しが行われることにご留意ください。

< 本手引改訂の背景 >

「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）（平成27年6月30日閣議決定）

（以下、抜粋）

「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の影響につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や県又は人口20万人以上の地方公共団体に対して、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効果的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう反正是な取り組みを構築することも、その状況を踏まえつつ、進捗を図っていく。」

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請） 平成27年12月 内閣府・総務省

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）（平成27年6月30日閣議決定）における
- 国及び人口20万人以上の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を平成28年度末までに行うよう要請
- 人口20万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い
- ※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」民間資金等活用事業推進会議決定（平成27年12月15日）

<p>「PPP/PFI手法導入優先的検討規程策定の手引」 平成28年3月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が優先的検討規程を策定する際の参考となる手引（内閣府作成）（解説、優先的検討規程のひな形、典型的検討の計算表等） 	<p>「全国説明会」の開催 平成28年6～7月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国9か所で開催会場開催 ・参加地方公共団体数：232団体 ・希望に応じて個別相談会を実施
--	--

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」 平成29年1月 内閣府・総務省

- 優先的検討規程の確実な策定に向けて、規程の策定を改めて要請
- 優先的検討規程の実効ある運用に向けて「運用の手引」を作成し、全国説明会（平成29年2月）を実施

<p>「PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用の手引」 平成29年1月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が優先的検討規程を運用する際の参考となる手引（内閣府作成）（運用に向けた基礎知識及び応用編、PPP/PFI事例集等） 	<p>「全国説明会」の開催 平成29年2月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国9か所で開催会場開催 ・参加地方公共団体数：299団体 ・希望に応じて個別相談会を実施
--	--

「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」 令和3年6月 内閣府・総務省

- 優先的検討規程未策定の人口20万人以上の地方公共団体における早急な策定を要請
- 人口10万人以上20万人未満の地方公共団体に対して、優先的検討規程の策定を令和5年度末までに行うよう要請
- 人口10万人未満の地方公共団体に対しては、同様の取組を行うようお願い
- ※「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（令和3年改定版）民間資金等活用事業推進会議決定（令和3年6月18日）

1 指針の内容

多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針

平成 27 年 12 月 15 日
令和 3 年 6 月 18 日改定
民間資金等活用事業推進会議決定

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要である。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においても「PPP/PFI の飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI 手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口 20 万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされ、これを踏まえ、同年 12 月 15 日に「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」を定めたところである。

これを受けて、国や人口 20 万人以上の地方公共団体においては、本指針等に基づき、優先的検討規程の策定及び運用が進められてきたところである。

一方、PFI 実施経験のある地方公共団体は、人口規模等により大きな差があるが、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるために、人口 20 万人未満の地方公共団体においても PPP/PFI の導入を進めることが重要である。

このため、「新経済・財政再生計画 改革工程表 2020」（令和 2 年 12 月 18 日）において、「人口 20 万人未満の自治体への PPP/PFI の導入が加速する方策等の措置を講じる。」とされたところである。

これを踏まえ、今般、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、本指針に基づき優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を促す地方公共団体について、人口 20 万人以上の団体から 10 万人以上の団体とする改定を行うものである。

1 本指針の位置付け

公共施設等の整備等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等をいう。本指針において同じ。）に関する事業（以下

「公共施設整備事業」という。)の基本構想、基本計画等の策定や公共施設等(法第2条第1項に規定する公共施設等をいう。以下同じ。)の運営等(法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。)の方針の見直しを行うに当たっては、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること(以下「優先的検討」という。)が行われるべきである。

このため、公共施設等の管理者等(同条第3項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。)は、それぞれ優先的検討のための手続及び基準等(以下「優先的検討規程」という。)を定め、的確に運用することが求められる。

本指針は、公共施設等の管理者等が、優先的検討規程を定める場合によるべき準則を定めるものである。

2 優先的検討規程の策定等

公共施設等を管理する国(法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。)及び公共法人(法第2条第3項第3号に掲げる者をいう。以下同じ。)は、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うものとする。

また、公共施設等を管理する人口10万人以上の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

加えて、公共施設整備事業を所管する大臣は、本指針に基づき、それぞれ所管する公共施設整備事業について、公共施設等を管理する国、地方公共団体及び公共法人が優先的検討規程を定める場合に参考となるべきガイドライン(以下単に「ガイドライン」という。)を定めることができるものとする。

なお、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程又はガイドラインを定めた場合には、当該優先的検討規程又はガイドラインをインターネット上で公表する。

2 指針のポイント

一 趣旨

公共施設等の整備等に当たり、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに貴重な税金を効率的かつ効果的に使用することが大きな課題となっていることから、公共施設等の整備等に当たっては、まずはPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを優先的に検討するよう人口20万人以上の地方公共団体に対して要請を行われ、国や人口20万人以上の地方公共団体においては、本指針等に基づき、優先的検討規程の策定及び運用が進められてきました。

一方、厳しい財政状況の中で、更に人口規模の小さな地方公共団体においても、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるために、人口10万人以上の地方公共団体においても優先的検討規程を定め、これに沿って優先的検討を行うことが求められています(参考2参照)。

ただし、この重要性は、すべての地方公共団体について変わることはないため、人口 10 万人未満の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましいとしています。

二 指針と優先的検討規程の関係

地域の実情を踏まえ、指針に基づき、次のイからハを満たす優先的検討規程を策定することが求められています。なお、既にこれらを満たす制度がある場合は、新たに策定していただく必要はありません。

イ 明確に定めた対象事業について優先的検討を行うこと

ロ 客観的な基準により PPP/PFI 手法導入の適否を評価すること

ハ 評価の結果、PPP/PFI 手法導入に適しないとした場合、その評価内容を公表すること

三 PPP / PFI 手法について

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るものであり、PFI はその一類型です。

優先的検討の対象として、公共施設等の整備等に導入することにより、

- ・従来の官民の役割分担を見直し、民間事業者の役割を大幅に拡大し、その主体性を幅広く認めるものであること
- ・協定等に基づき官民双方がリスクを分担すること
- ・民間事業者が事業実施に当たり相当程度の裁量を有し、創意工夫を活かすことで、事業の効率化やサービスの向上を図れること

等が期待できる PPP / PFI 手法を位置付けることが考えられます。

3 優先的検討規程の例

市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

1 総則

一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ロ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 3 年度改定版）」（令和 3 年 6 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）

三 対象とする PPP/PFI 手法

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営事業 指定管理者制度 包括的民間委託 O（運営等 Operate）方式
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） ESCO 方式
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。） 方式

上記の PPP/PFI 手法は例示であり、例えば、公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）等を追加することも考えられます。

公共施設等運営事業については、BT方式やRO方式等と組み合わせて活用することも考えられます。

1 指針の内容

3 優先的検討の手続

一 優先的検討の開始時期

公共施設等の管理者等は、新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- イ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の「行動計画」（以下「インフラ長寿命化行動計画」という。）の策定又は改定を行うとき
- ロ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- ハ 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき

2 指針のポイント

一 趣旨

公共施設等の整備等の方針を検討する場合に優先的検討を行うこととしています。例えば、指針 3-イからハの計画の策定又は改定をする場合のほか、

- イ 公共施設等の整備等を行うための基本構想又は基本計画を策定する場合
- ロ 公営企業の中長期的な経営の基本計画等において、経営の効率化に関する取組を検討する場合
- ハ 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- ニ 「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき

ホ 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
等が方針を検討する場合として考えられますが、これら以外の公共施設整備事業に関する計画等の検討等についても追加することが考えられます。

また、例えば、既に公共施設整備事業に着手している場合など、公共施設等の整備等を行う手法が決定している場合（従来手法により実施する方針が決定している場合を含みます。）は、再度、当該事業について優先的検討を実施していただく必要はありません。

なお、指針は公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを検討するためのものであり、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）の類型 3（公的不動産の有効活用など民間の提案を活かした PPP 事業）のうち公

共施設等の整備等を伴わない事業を対象とするものではありません。しかし、公的不動産の利活用を行うことは、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起等を図る観点から望ましいものであり、優先的検討規程の運用と同様に優先的に検討することが求められます。

3 優先的検討規程の例

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- 三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）2（3）の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 四 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- 五 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 六 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

上記の計画の策定状況に応じて「策定又は改定」を「改定」に修正してください。

4 留意点

一 優先的検討の開始時期

優先的検討の開始時期については、多様な PPP/PFI 手法を適切に選択することが可能なタイミングで設定することが重要です。検討対象の事業を確実に捕捉するよう基本構想や基本計画等の策定等段階から開始することや、予算措置等事業スケジュールを意識したタイミングに留意が必要です。

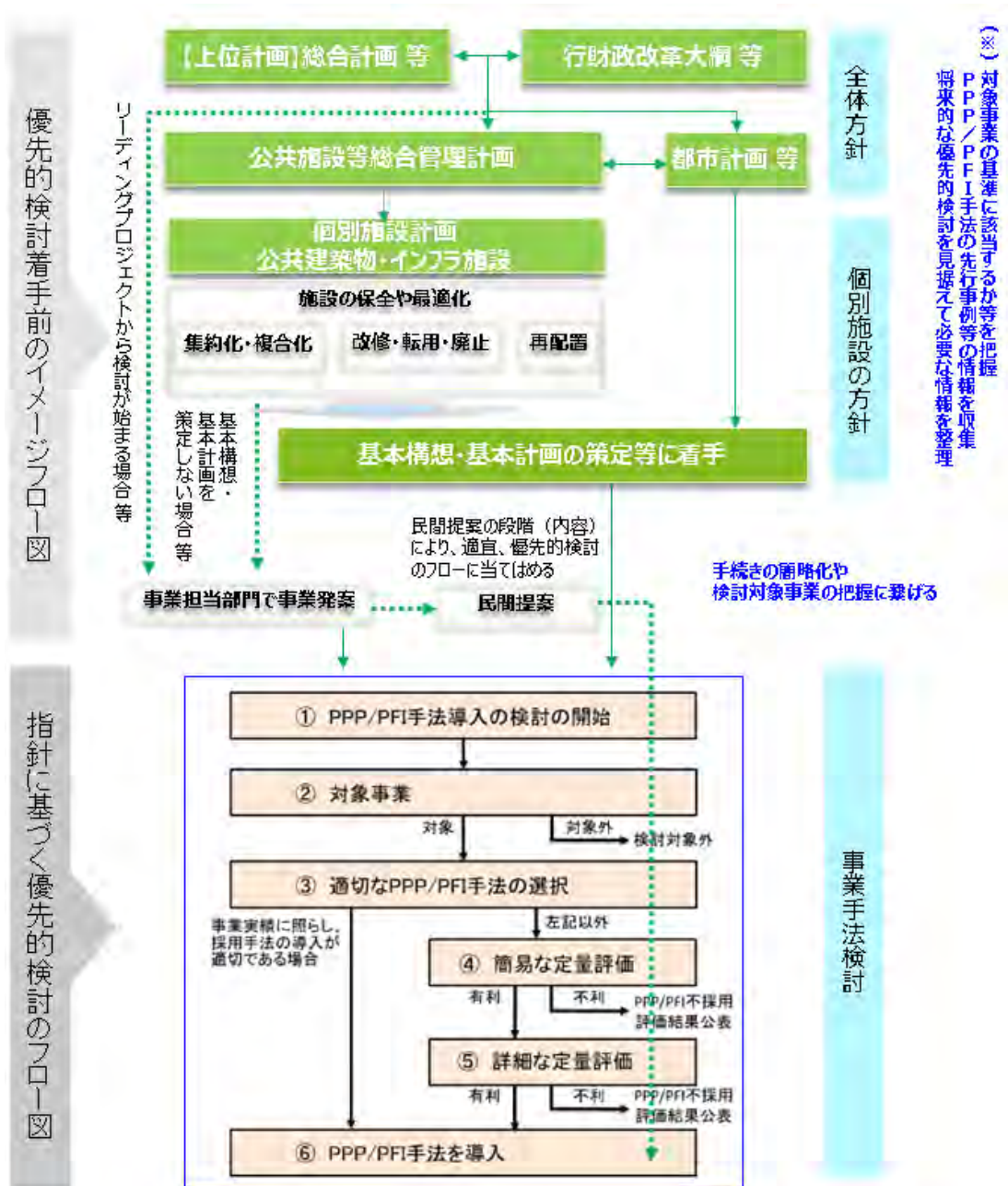


図 1 優先的検討に至るプロセスを含めた全体イメージ

二 公共施設の管理等に関する他の計画等との連携

優先的検討を適切な時期に開始するためには、公共施設等総合管理計画や個別施設計画等、各地方公共団体が策定している公共施設の管理等に関する他の計画等において、優先的検討や PPP/PFI の活用促進等について位置づけることが有効です。

三 事業期間満了時における次期の事業の優先的検討

指針にある「公共施設等の運営等の見直しを行う場合」には、新たに施設整備や改修等を実施する事業のみではなく、現在実施している PPP/PFI 事業終了後の次期事業手法の検討も含まれます。

この場合においても、多様な PPP/PFI 手法を適切に選択することが重要です。次期事業手法の検討に当たっては、基本的に PPP/PFI 手法を含めた検討を行うこととし、時間的制約で検討する事業手法が制限されないよう、事後評価等に係る全体のスケジュールを確保する必要があります。（詳細は、「PFI 事業における事後評価等マニュアル（令和3年4月）」を参照。）

対象事業

1 対象事業の基準

1 指針の内容

二 対象事業

イ 対象事業の基準

公共施設等の管理者等は、次に掲げる公共施設整備事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業を、優先的検討規程において、優先的検討の対象とするものとする。

ただし、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められるかどうかの判断は、資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである。

(1) 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

(2) 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

ロ 事業費基準の例外

イの基準にかかわらず、公共施設整備事業の特殊性により、イの基準によりがたい特別の事情がある場合は、公共施設等の管理者等は、優先的検討規程において、対象事業を限って、異なる事業費の額を基準とすることができるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

優先的検討の対象は、次に掲げる事項の全てを満たす事業です。

イ 公共施設整備事業に該当すること

ロ 民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められること（以下「民間資金・能力活用基準」といいます。）

ハ 事業費基準を満たすこと

二 民間資金・能力活用基準

事業の性格から、民間資金・能力活用基準を満たすものがこれに該当します。具体的には、公共施設整備事業を所管する大臣が必要に応じて定めることができるガイドライン（以下単に「ガイドライン」といいます。）を参考にし、優先

的検討の対象を明確化することが考えられますが、優先的検討規程の例では、PFI 事業としての実績が多く、費用の削減が期待できる建築物又はプラントの整備等に関する事業に加え、費用の削減又は収入の増加が期待できる利用料金の徴収を行う公共施設整備事業を対象としており、それぞれの施設の例は以下の通りです。

イ 建築物 文教施設、医療施設、斎場、複合施設、社会福祉施設、観光施設、警察施設、宿舍、事務庁舎等

ロ プラント 廃棄物処理施設、水道浄水場、下水汚泥有効利用施設、発電施設等

ハ 利用料金を徴収する施設 空港、水道、下水道等

このほか、例えば「施設の整備等に関する事業」のように、各公共施設整備事業の類型を対象事業として規定することも考えられます。

なお、民間資金・能力活用基準を満たさない事業を除外することも考えられますが、指針において「資金調達コストの差異のみで行うべきでなく、業務効率化による効果等を総合的に勘案して行うべきである」とされていることに留意する必要があります。

これは、PPP/PFI 手法の資金調達コストが従来型手法のそれよりも高い場合（例えば PFI 事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高い場合）でも、事業全体の費用で見ればコスト削減が期待できる場合もあることから、資金調達に要するコストの差異のみで民間資金・能力活用基準の適合性を判断するべきではないとしているものです。

三 事業費基準

指針では、事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）及び単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）を事業費基準としていますが、PPP/PFI 手法導入を積極的に図るために、これを下回る事業費基準を設定することは何ら排除されているものではありません。例えば、地域の民間事業者による公共施設整備事業の実施を期待する場合に、当該基準を下げるものが考えられます。

事業費基準を満たすか否かは公共施設整備事業毎に判断することとしています。例えば、複数の公共施設等について一括して整備等を行う事業（バンドリング）については、個々の公共施設等の整備等が要する費用で判断するのではなく、当該事業全体が要する費用で判断することが考えられます。

指針の事業費基準は、内閣府及び総務省が実施した全地方公共団体向けのアンケート調査（「PPP/PFI の実施状況等に関する調査について（依頼）」（平成 27 年 8 月 31 日府政経シ 494 号総行地第 116 号））の結果を踏まえたものです。具体的には、優先的検討規程と類似の制度を有する地方公共団体のうち、指針の事業費基準と同様の基準を設けているものが、建設を含む事業費にあっては約 76%、運営等に限る事業費にあっては約 94%でした。

このように、指針の事業費基準は、既に類似の制度を有する地方公共団体の取組内容を反映したものとなっています。

また、当該事業費基準は、公共施設整備事業の特殊性により、特別の事情がある場合は変更することができるとされており、当該場合の具体的な事業費基準についてはガイドラインを参考にすることが考えられます。

なお、主に人口 20 万人未満の地方公共団体（以下「小規模団体」という。）を対象として、本手引「人口 20 万人未満の地方公共団体における取組等」において、事業費基準に関する事項を整理しています。

3 優先的検討規程の例

3 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - イ 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ロ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

3 一については、事業の特性を踏まえ、対象とする公共施設整備事業を典型的に記載することも考えられます。

2 対象事業の例外

1 指針の内容

八 対象事業の例外

イの基準にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

2 指針のポイント

- 一 趣旨

対象事業の例外として優先的検討の対象とすることがなじまない公共施設整備事業を列挙しています。

指針 3 二八(3)は、何らかの法的制限があれば優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨ではなく、当該法的制限によって民間事業者による公共施設整備事業全体が実施できなくなる場合に、これを優先的検討の対象外とすることを許容する趣旨です。

例えば、空港の運営等に関する事業における航空交通管制業務については、公権力の行使を伴うことから民間事業者への委託ができませんが、当該業務を除いた事業には PPP/PFI 手法の導入が可能ですので、当該事業の全体を優先的検討の対象外とすることは適切でないと考えられます。

3 優先的検討規程の例

三 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

適切な PPP/PFI 手法の選択

1 採用手法の選択

1 指針の内容

三 適切な PPP/PFI 手法の選択

イ 採用手法の選択

公共施設等の管理者等は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の四の簡易な検討又は三五の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

多様な PPP/PFI 手法がある中で、具体的に検討している公共施設整備事業の期間、特性、規模等により、採用することができる PPP/PFI 手法を絞り込みます。簡易な検討及び詳細な検討に先立ち、これらを実施する PPP/PFI 手法を絞り込むことにより、迅速かつ的確な検討の実施につながります。

採用手法の選択については、ガイドラインを参考にするほか、別紙 1 のフローチャートを参考に用いることが考えられます。また、民間事業者からの PPP/PFI に関する提案に具体的な PPP/PFI 手法が記載されている場合は、当該手法を採用手法として選択することも考えられます。

3 優先的検討規程の例

4 適切な PPP/PFI 手法の選択

一 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の 5 の簡易な検討又は 6 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

2 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

1 指針の内容

□ 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、公共施設等の管理者等は、次の四の簡易な検討及び三五の詳細な検討を経ることなく、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

検討している公共施設整備事業と同種の事例の過去の PPP/PFI 手法の導入実績に照らし、当該手法の導入により、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加が期待できると認められる場合、簡易な検討及び詳細な検討を省略し、当該手法の導入を決定することができます。

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、優先的検討規程の例では、これらを省略することができる場合として次に掲げる二通りを設けています。

- イ 簡易な検討及び詳細な検討を省略できる場合
- 簡易な検討のみ省略できる場合

二 簡易な検討及び詳細な検討を省略することができる場合

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることが考えられますが、採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施しないことが通例である場合は、簡易な検討及び詳細な検討を省略することが考えられます。

例えば、採用手法が指定管理者制度の場合については、この場合に該当する可能性があると考えられます。

三 簡易な検討のみ省略できる場合（詳細な検討は実施する場合）

具体的な場合については、ガイドラインを参考にすることが考えられますが、詳細な検討を実施することが前提とされている公共施設整備事業については、簡易な検討のみを省略し、詳細な検討を実施することが考えられます。例えば、

- イ 採用手法の導入により、品質確保に留意しつつ、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起、費用の削減又は収入の増加につながった実績があり、かつ、採用手法の導入に当たって導入可能性調査を実施することが通例である場合

- 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合

等が考えられます。

この例としては、採用手法が「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル」が対象としている施設整備業務の比重の大きい事業又は運営等の業務内容が定型的な事業における BT0 方式等である場合については、この場合に該当する可能性があると考えられます。

なお、当該マニュアルは、下記内閣府ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

<https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/kanika/kanika.html>

3 優先的検討規程の例

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

イ 指定管理者制度 次の 5 の簡易な検討及び 6 の詳細な検討の省略

- 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BT0 方式 次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施

ハ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な検討を実施

簡易な検討

1 費用総額の比較による簡易な検討

1 指針の内容

四 簡易な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、次の五の詳細な検討に先立ち、採用手法について、次の口の基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適しないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなく PPP/PFI 手法を導入しないこととすることができるものとする。

この簡易な検討に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。

ロ 評価基準

(1) 費用総額の比較による評価

公共施設等の管理者等は、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

3三において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- () 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- () 公共施設等の運営等の費用
- () 民間事業者の適正な利益及び配当
- () 調査に要する費用
- () 資金調達に要する費用
- () 利用料金収入

なお、この比較に当たっては、PPP/PFI 手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

簡易な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託せずに、公共施設等の管理者等が自ら、候補とされた PPP/PFI 手法の適否を検討する段階です。これにより、この段階で、明らかに PPP/PFI 手法導入の見込みがない公共施設整備事業について PPP/PFI 手法を導入しないこととすることができ、無用な調査に要する費用を削減することができます。簡易な検討を行う上で事業概要の整理を行う場合は、別紙 2 の事業概要調書を活用することが考えられます。なお、本事業概要調書に記載している項目はあくまでも一例であり、個別の事業の特性、地域の特性等に応じてその内容を記載することが必要です。

二 費用総額の比較による簡易な検討

費用総額の比較による簡易な検討については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、優先的検討規程の例では、別紙 3 - 1 の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書及び別紙 3 - 2 の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠を用いることとしています。これらの作成に当たっては、別紙 4 の記載例、別紙 5 の簡易な検討の計算表及び別紙 6 の簡易な検討の計算表の記載例を参考にすることが考えられます。

3 優先的検討規程の例

5 簡易な検討

一 費用総額の比較による評価

市は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

4 において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- イ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ロ 公共施設等の運営等の費用
- ハ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ニ 調査に要する費用
- ホ 資金調達に要する費用
- ヘ 利用料金収入

2 その他の方法による簡易な検討

1 指針の内容

(2) その他の方法による評価

公共施設等の管理者等は、(1)にかかわらず、公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる他の方法を定めることができるものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる限りにおいて、費用総額の比較による評価以外の評価手法を採用することができます。

具体的な手法については、ガイドラインを参考にすることも考えられますが、優先的検討規程の例では、公共施設等運営事業、収益施設の併設又は活用等事業収入等で費用を回収するPFI事業等の採用手法について過去の実績が乏しいこと等により、民間事業者への意見聴取等を活用して、簡易な検討を行うことができます。

民間事業者への意見聴取等を評価に活用する場合は、別紙7の簡易定性評価調書を参考にすることも有用です。

3 優先的検討規程の例

二 その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

ロ 類似事例の調査を踏まえた評価

1 指針の内容

五 詳細な検討

イ 趣旨

公共施設等の管理者等は、3 四において PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。

ロ 評価基準

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

2 指針のポイント

一 趣旨

詳細な検討とは、専門的な外部コンサルタントに委託するなどにより、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、簡易な検討の結果導入することが不適当とされなかった採用手法による場合との間で、幅広い観点から費用総額等を比較する段階です。

このため、簡易な検討により採用手法の導入が不適当とされなかった場合には、当該採用手法に係る詳細な検討を実施するために必要な予算を要求すること等が必要となると考えられます。

二 検討項目

詳細な検討においては、次に掲げる項目について検討をし、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価することが考えられます。

イ 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討

ロ 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討

ハ リスク分担の検討

ニ 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較

- ホ 採用手法に公共施設等運営事業等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討
- (1) 当該事業の長期契約への適否の検討
 - (2) 既存の公共施設等の状態に関わるリスク分担の検討（開示できる公共施設等の情報の内容を含みます。）
- ヘ 採用手法に BT0 方式等の設計、建設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討

3 優先的検討規程の例

6 詳細な検討

市は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

1 指針の内容

六 評価結果の公表

公共施設等の管理者等は、公共施設整備事業が三四又は五で PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、インターネット上で公表するものとする。公表の時期については、入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行うものとする。

イ PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨

ロ 評価の内容（三四ロ（ ）から（ ）に掲げるそれぞれの費用等の額を含む。）

2 指針のポイント

一 趣旨

採用手法の評価結果を第三者による比較が可能な状態で公表することによって、採用手法の導入の適否の判断について、透明性を確保するとともに、住民及び民間事業者に対する説明責任を果たすことができます。

なお、PPP/PFI 手法を導入する場合にも、評価結果を公表することとすることも考えられます。

二 公表時期

公表時期は公表対象事項によって異なると考えられます。指針では、「PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨」及び「評価の内容」を公表することとしていますが、後者のうち予定価格の推測につながる事項については、「入札手続等の公正さを確保するため、入札手続の終了後等の適切な時期に行う」ことが必要です。これは、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 26 年 9 月 30 日一部変更閣議決定）を踏まえたものであり、当該指針においては、入札手続等の公正さを確保するため、予定価格等の公表は契約後遅滞なく行うものとされています。採用手法の評価結果、特に詳細な検討の結果については、予定価格の推測等につながることから、当該指針の趣旨と同様に、入札手続の終了後等の適切な時期に公表することとしています。

また、PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び予定価格の推測につながらない事項については、住民及び民間事業者に対する説明に資することから、PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞なく公表することが考えられます。

なお、複数の事業に関する公表事項をまとめて公表することも考えられます。

3 優先的検討規程の例

7 評価結果の公表

一 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

市は、5 一の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

ロ その他の方法による評価の結果の公表

市は、5 二の方法による評価の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

二 詳細な検討の結果の公表

市は、6 の詳細な検討の結果、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- イ PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI 手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- ロ PPP/PFI 手法簡易評価調書の内容（6 の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

1 指針の内容

4 PPP/PFI 手法の導入の拡大を図るために留意すべき事項

一 PPP/PFI 手法に関する職員の養成及び住民等に対する啓発

公共施設等の管理者等は、PPP/PFI 手法の導入の拡大を図るため、PPP/PFI 手法に通曉した職員の養成に努めるとともに、PPP/PFI 手法の導入に関する住民及び民間事業者の理解、同意及び協力を得るための啓発活動を行うことが望ましい。

二 地域における人材育成、連携強化及び創意工夫の活用

公共施設等の管理者等は、地域における具体の案件形成を目指した取り組みを推進するため、地域における人材育成、連携強化等を行う産官学金（地元民間事業者、地方公共団体、有識者、地域金融機関、株式会社民間資金等活用事業推進機構等）で構成された地域プラットフォームを設置するよう努めるものとする。

また、地域における事業機会の創出、地域資源の活用その他地域の活性化を図る観点から、公共施設整備事業を実施する民間事業者の選定を行うに当たっては、事業の特性に応じ、地域の民間事業者の創意工夫について、適切な審査及び評価を行うとともに、民間事業者の選定に際しての評価に適切に反映させることが望ましい。

三 民間事業者からの提案の活用

公共施設等の管理者等は、民間の資金、経営能力及び技術的能力をより広く活用するため、公共施設整備事業の発案、基本構想、基本計画等の策定の段階において、民間事業者からの PPP/PFI に関する提案を積極的に求めることが望ましい。

このため、インフラ長寿命化行動計画の策定、固定資産台帳の整備等により、民間事業者に対して十分な情報開示を図る必要がある。

民間事業者から提案があった場合は、遅滞なく的確にこれを検討するものとし、その際、「PFI 事業民間提案推進マニュアル」（平成 26 年 9 月内閣府策定）を必要に応じて参考にする。

四 国によるフォローアップ調査及び公表

内閣府は、関係省庁の協力の下、国、地方公共団体及び公共法人に対して優先的検討の実施状況等について調査を行い、その結果をインターネット上で公表するものとする。

これを踏まえ、必要に応じて本指針の見直しを行うものとする。

2 指針のポイント

指針4の一から三については、各地方公共団体の状況を踏まえた上で、同趣旨の規定を優先的検討規程に置くことが考えられます。

3 参考

一 地域プラットフォームの活用

PPP/PFI手法に関する職員への普及啓発、民間事業者への理解促進にあたり、地域プラットフォームで実施されているノウハウ習得のための研修や勉強会も活用できます。また、地域プラットフォームを活用した官民対話等は案件形成のきっかけとして有効です。

二 民間事業者からの提案の活用

優先的検討の対象となる事業リストをあらかじめ公開することで、公共施設に係るPPP/PFI手法の活用に関する事業者からの提案を促進することが期待できます。

また、民間提案を実施する際には、民間提案の受付や問い合わせを受ける担当として、民間提案の対外的な窓口となる部局を明確にしておくことが有効です。（詳細は、「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル（令和3年4月）」を参照。）

三 既存のPPP/PFI関連のガイドラインとの整合

「PFI活用指針」、「公有財産の利活用方針」、「民間提案制度」、「指定管理者制度のマニュアル」等の各種ガイドラインと整合を図り、優先的検討規程を策定することや、他のPPP/PFI関連のガイドラインに優先的検討の内容を内包することが重要です。

人口 20 万人未満の地方公共団体における取組等

人口 20 万人未満の小規模な地方公共団体においては、PPP/PFI 手法の導入を検討するルールや体制の整備を促進し、ノウハウ不足やマンパワー不足等の課題に対応することにより、PPP/PFI 手法の更なる活用促進が期待されます。

指針の改定に伴い、新たに優先的検討を促すこととされた人口 20 万人未満の地方公共団体において、実効性のある優先的検討規程が策定されるよう、同規模の団体の先進的な取組等を取りまとめました。

1 優先的検討の開始時期と対象事業の捕捉

優先的検討の開始時期は本手引「優先的検討の開始時期」に記載がありますが、個別施設計画や基本構想等の策定段階から PPP/PFI 手法の検討を意識しておくことで、庁内の意思統一の円滑化や、重複した検討の合理化による作業量削減等が期待されます。また、予算措置や議会のスケジュールを意識することで手続期間の合理化、手戻りの防止なども期待できます。

基本構想の段階で簡易検討手続の内容を整理し、早期かつ円滑に外部アドバイザーの支援を得る体制を確保することは、マンパワー不足の課題に対して有効であると考えられます。

また、対象事業の捕捉段階での、事業担当課と庁内の PPP/PFI 事業のとりまとめを行う企画・財政部門等との連携が、その後のスムーズな事業化を進める上で重要となります。

【福岡県小都市（人口約 5.9 万人）の例】

「小都市 PPP/PFI 導入指針」

(2) PPP/PFI 手法導入の検討の開始

優先的検討の開始時期は、公共施設等の整備等の方針を検討する時期とします。
具体的な時期は、次のとおりです。

優先的検討の具体的な開始時期

- 新たに公共施設等の整備を行うために基本構想、基本計画等を策定するとき
- 公共施設等の運営等の見直しを行うとき
- 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき
- 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき
- その他の公共施設等の整備等の方針を検討するとき

(3) 対象事業の確認

事業担当課は、発案した事業が優先的検討の対象事業であるか確認をします。
対象事業である場合は、PPP/PFI 手法導入の検討が必要となります。
次のいずれかに該当する事業を、優先的検討の対象とします。ただし、下記の基準を満たさない事業であっても、明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合（具体的に民間事業者の参入希望がある場合）で、PPP/PFI の効果が期待できるものについては、導入の検討を行うものとします。
なお、優先的検討を開始したときは、経営戦略課に報告が必要です。

【大分県別府市（人口約 11 万人）の例】

- PPP 手法の検討に当たっては、より効率的かつ統一的に検討するため、庁内体制において、事業担当課と財政課（公共施設マネジメント係）のそれぞれの役割を定めている。事業担当課は、事業を立案し、基本構想等を策定する段階で財政課（公共マネジメント係）と協議することとし、財政課（公共施設マネジメント係）は、事業手法の検討にあたり、全庁的かつ専門的な推進体制を構築することとしている。

2 手続の簡略化による負担軽減

手続の簡略化などの柔軟な運用による負担軽減により、優先的検討の円滑な実施が期待されます。

通常の PFI の手続の場合、基本構想から契約の締結までに概ね 4 年程度見込む必要がありますが、手続を簡易化した場合、2 年半から 3 年程度に短縮することが見込まれ、加えて以下の優先的検討にかかる手続の簡略化に取り組むことにより更なる短縮が期待されます。（詳細は「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル（平成 26 年 6 月）」を参照。）

n PFI 事業実施手続の簡易化

「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル（平成 26 年 6 月）」に基づき、基本構想 / 基本計画と事業手法検討の一括実施や実施方針公表後の質問回答の省略、特定事業の選定と民間事業者の募集開始の同時実施、効率的なタイミング及び方法による VFM の算出、審査委員会の効率的な開催により、手続期間の短縮が見込まれます。

<簡略化の例>



出所「地方公共団体向けサービス購入型 PFI 事業実施手続簡易化マニュアル（平成 26 年 6 月）」

n 簡易な検討の省略

指針では、「当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、採用手法の導入が適切であると認められる場合は、簡易な検討及び詳細な検討を経ることなく当該採用手法の導入を決定することができる」とされています。また、優先的検討規程の例として、「当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BT0 方式については、簡易な検討を省略し、手法の決定ができる」としています。

これらを踏まえ、簡易な検討を省略した事例を参考にすることで、より柔軟な運用を図ることが考えられます。

【石川県かほく市（人口約 3.5 万人）の例】

- 検討案件において、基本構想段階で、建設事業が主で、施設整備費用が大きいという判断により、優先的検討における簡易検討を行わず、外部コンサルタントを活用した詳細検討に進めた。
- 事業化までのスケジュールに余裕がなかったが、短期間で効率的に進められた。

n 定性的評価やサウンディングの有効活用

簡易検討の段階で、定性的評価や民間事業者へのサウンディング結果などをもとに、導入可能性調査などの詳細検討に進めている事例もあり、簡易検討の円滑化や負担軽減が期待できます。

ただし、定性的評価やサウンディング結果により、PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価する場合は、客観的な評価結果として公表することを踏まえ、評価の視点が十分であるか検証することが重要です。

これらの実施については、「別紙 2 事業概要調書」、「別紙 7 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書」を活用することが考えられます。

3 優先的検討の対象事業の考え方

「対象事業 1 指針の内容」では検討対象事業の事業費の基準が示されていますが、小規模な地方公共団体では、当該基準を満たす事業が存在しないことも多くあります。その一方で、一律に基準を引き下げた場合、検討作業等の負担が大きくなりすぎる懸念があります。

事業費基準を柔軟に運用し、検討対象を広げている事例や、事業費以外の基準を設けている事例を参考に、各団体の状況に応じて優先的検討の対象事業をカスタマイズすることが、PPP/PFI 手法のより一層の活用にも有効と考えられます。

なお、規程を策定した後も、その運用状況を踏まえ、優先的検討が適切に行われるよう、事業費基準の見直しを検討することも重要です。

n 事業費基準を見直した例

【宮城県登米市（人口約 7.5 万人）の例】

- 検討対象の事業を幅広く設定した場合、事業手法を検討する余地も広がることを期待できるため、事業費基準については、事業費の総額が 5 億円以上の公共施設整備事業、単年度の事業費が 5 千万円以上の公共施設整備事業、として引き下げを行っている。
- また、事業費基準を引き下げることで、1 事業では PPP/PFI の事業化が難しい事業についても、バンドリングなどの幅広い視点での事業手法の検討も期待されている。

【京都府京田辺市（人口約7.4万人）の例】

- Ⅰ 規程の策定に当たっては、市における過去の施設整備事業の実績や将来的な事業の実施見込みなどに鑑み、優先的検討の対象となる事業が継続的に創出されるよう設定されている（設計・建設等の事業費総額の基準：5億円以上、単年度の運営費の基準：5千万円以上）。また、検討対象外とする事業を必要以上に設けないこととしている。
- Ⅰ 対象外とする事業は「道路及び河川の整備・維持管理並びに上下水道施設及び上下水道管路の整備・維持管理に関する事業」であるが、これらの事業については、「上・下水道ビジョン」等の諸計画に基づき、事業手法について適切に判断することとしている。

【福岡県小郡市（人口約5.9万人）の例】

- Ⅰ 規程の策定に当たっては、対象事業の範囲が議論の中心になった。事業費基準が適切でない場合、検討対象事業数が少なくなり、規程を運用して PPP/PFI の可能性を検討する機会がほとんど生じない。そのため、直近の整備施設の事業費を参考に対象とする事業費基準を設定している。
- Ⅰ 「道路、橋梁、上下水道等のインフラ」については、マンパワーやノウハウの観点から検討の土壌が整っていないと判断し、優先的検討の対象外としている。また、各施設の所管部門との協議により、学校教育施設（小中学校の統廃合に係るもの及び学校給食施設を除く。）及び市営住宅整備事業も検討の対象外としている。

優先的検討の対象事業
① 事業費の総額が3億円以上の事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
② 単年度の維持管理、運営費等が5,000万円以上の事業

（４）優先的検討の対象外とする事業

事業担当課が発案した事業が、優先的検討の対象事業の基準を満たしていても、次の①から⑤までのいずれかに該当する事業は、優先的検討の対象外とします。

優先的検討の対象外事業
① 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
⑤ 道路、橋りょう、上下水道等のインフラ、学校教育施設（小中学校の統廃合に係るもの及び学校給食施設を除く。）及び市営住宅整備事業

出所：小郡市 PPP/PFI 導入指針

【岐阜県美濃加茂市（人口約5.7万人）の例】

- Ⅰ 幅広く PPP/PFI 推進の可能性を創出するため、主に以下の基準にカスタマイズしている。
- Ⅰ 特に運営等のみを行う事業は、事業費基準を設定しないこととしている。
- Ⅰ また、マンパワー等の観点から、「道路、橋梁、トンネル」の整備等は優先的検討の対象外としているが、PPP/PFI 手法導入の検討を妨げるものではないという内容を含めることで、柔軟性を持たせている。

優先的検討の対象事業は、次の①及び②の両方を満たす事業とします。ただし、②の事業費基準に満たない事業についても、必要に応じ優先的検討の対象とすることができるものとします。

優先的検討の対象事業	
① 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業	
ア 建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業	
イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業	
② ア 事業費の総額(設計から建設、製造又は改修までに要する費用、用地取得費その他必要経費を含む。=整備費)が1億円以上の公共施設整備事業	
イ 運営等のみを行う事業は、事業費基準を設定しない	

①の基準は、下記の事業を優先的検討の対象とするものです。「道路、橋梁、トンネル」の整備等は優先的検討の対象外ですが、PPP/PFI手法導入の検討を妨げるものではありません。

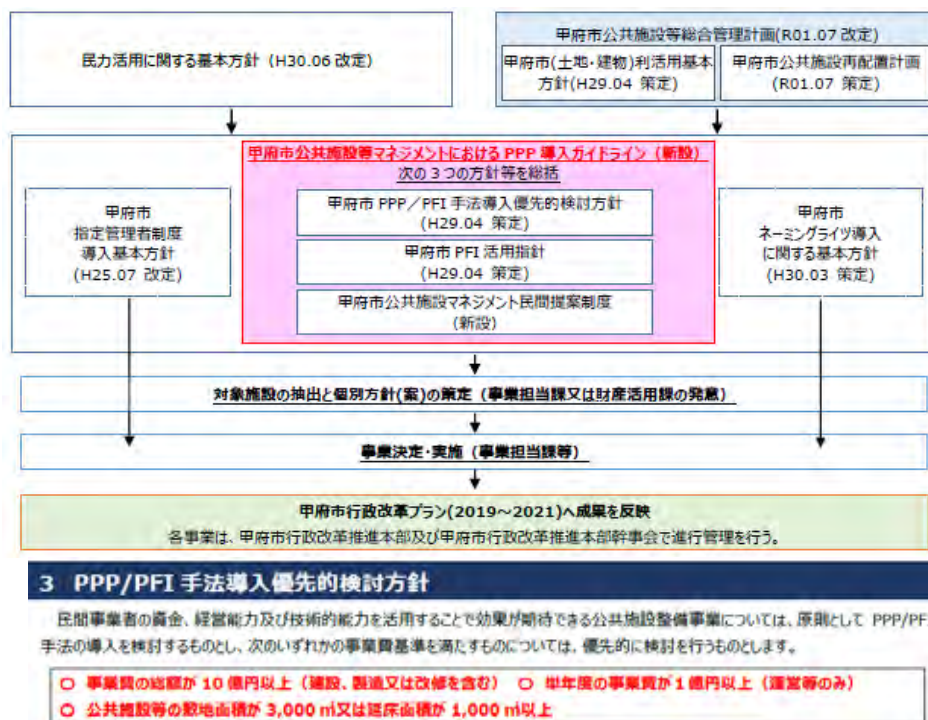
ア 建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業		
・建築物またはプラントの整備等については、PFIやDBO等の実績も多いため優先的検討の対象とします。		
建築物	学校教育系施設	小中学校、学校給食センター、のぞみ教室
	市民文化系施設	生涯学習センター、交流センター、文化会館
	社会教育系施設	図書館、文化の森、津田左右吉博士記念館
	スポーツ・レクリエーション系施設	体育館、総合運動場等スポーツ施設、市商業ビル、中山道会館、健康の森、さくらの森など
	子育て支援施設	保育園・こども園、加茂野児童館、ほたるの広場、放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	総合福祉会館、デイサービスセンター、ひまわりの家、カナリヤの家、保健センター
	行政系施設	庁舎、連絡所、消防施設、倉庫など
	公営住宅	市営住宅
	公園	前平公園、中之島公園など
	その他	旧伊深村役場庁舎、美濃太田駅周辺施設など
プラント	上水道施設	森山浄水場、ポンプ場など
	下水道施設	あじさいエコパーク、クリーンセンターなど
イ 利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業		
・「水道、下水道、市営住宅など利用料金の徴収を伴う施設」については、民間事業者の創意工夫による増収が実現できる可能性があるため、優先的検討の対象とします。事業手法として、コンセッション方式、包括的民間委託等が想定されます。		
ウ その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業		
・ア、イに該当しない事業であっても、その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められると判断する場合には、優先的検討の対象とします。		

出所：美濃加茂市 PPP/PFI 導入 ガイドライン【第3版】

n 事業費以外の基準を設定した事例

【山梨県甲府市（人口約 18.6 万人）の例】

- 民間活力の活用による事業の効率化及び市民サービスの向上を図るため、事業担当課における PPP の積極的な導入を支援する事を目的にガイドラインを策定している。
- ガイドラインは、市の公共施設等総合管理計画とも連動しており、優先的検討の対象は、公有財産のうち、建物、インフラ資産及び土地に関する事業としている。
- 市の公共施設再配置計画と連動させるため、優先的検討の対象事業に、敷地面積 3,000 m²、延床面積 1,000 m²以上の要件を加えている。



出所：甲府市公共施設等マネジメントにおける PPP 導入ガイドライン【概要版】

n 事業費の基準を設けない、又は金額基準以外の基準を設定した事例

検討対象基準となる金額等を設定していない事例について、先行事例として全国的に PPP/PFI 手法が多く活用されている場合は事例を根拠として検討対象事業とする運用も行われています。

【沖縄県読谷村（人口約 4.1 万人）の例】

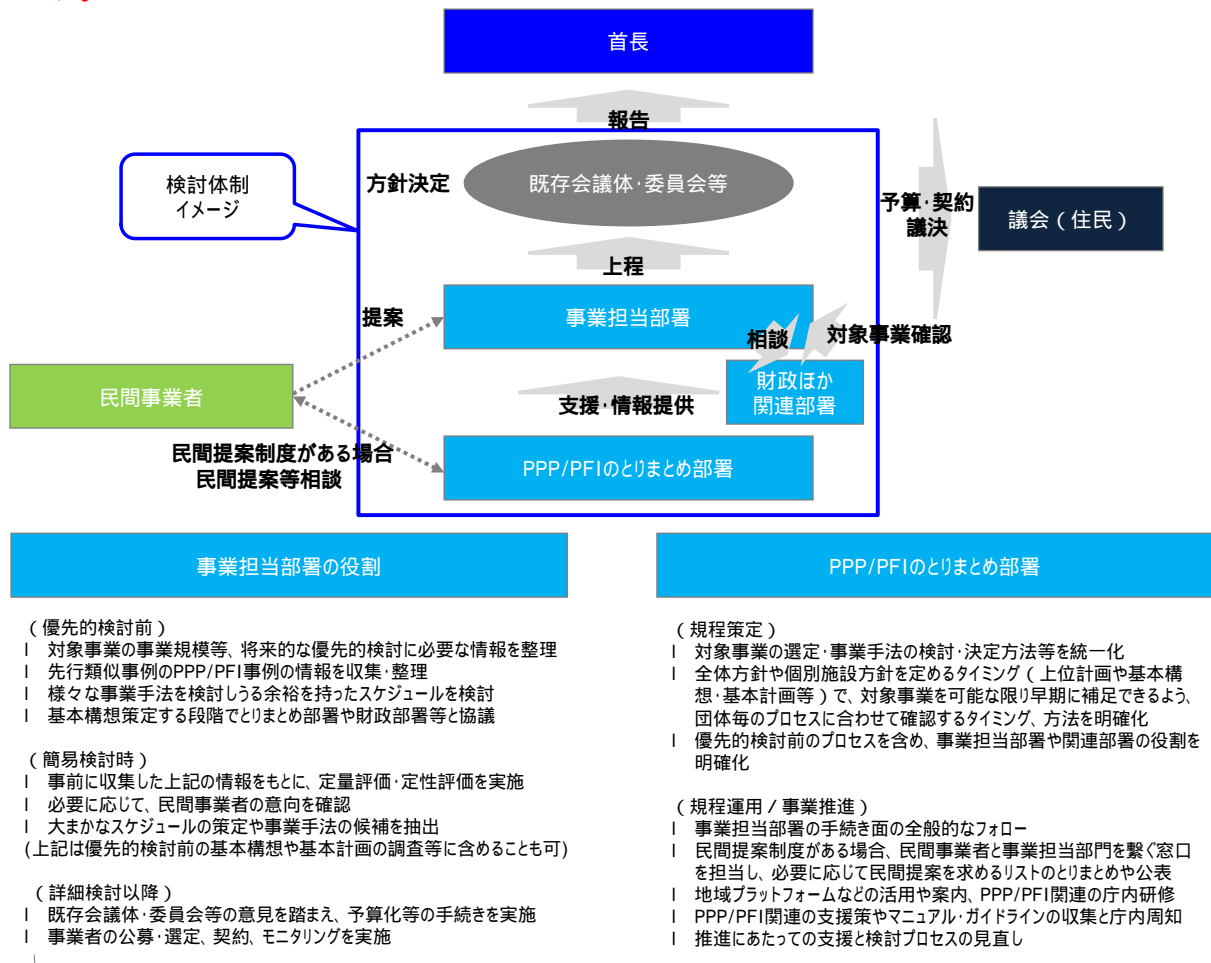
- 金額にとらわれずに柔軟に検討を行うために、規定には対象の金額基準の設定はしない。
- 手引書の中で「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」における基準と小規模自治体における優先的検討規定での対象事業の基準を例示。

4 庁内体制の整備

優先的検討規程の策定、円滑な運用に際しては、庁内の体制構築が重要で、具体的には、とりまとめ部門と、財政部門、事業所管部門、事業実施部門等の連携が確保されていることがポイントとなります。

また、とりまとめ部門に PPP/PFI 手法のノウハウが蓄積され、事業化の伴走、定期的な研修、情報周知など、各関連部門への支援体制が構築されていることで、規程の円滑な運用が図られている事例があります。とりまとめ部門の設置が難しい場合は、既存部門が業務分掌で役割を兼務している事例もあり、団体毎に工夫がされています。

以上を踏まえ、規程に合意形成のタイミングを明確化した運用時のフロー、庁内体制、各部門の役割を明記することが、規程の運用における負担軽減に有効です。



都道府県や連携中枢都市圏等の広域連携の繋がり、地域プラットフォーム等の他、内閣府の支援メニューであるワンストップ窓口等、団体の状況に応じて相談しやすいルートを活用することが有用

図2 規程運用時の庁内の役割分担イメージ



図3 合意形成のタイミングを明確化した運用フロー

出所：令和2年度 山陽小野田市における PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用及び宇部市における PPP/PFI 民間提案活用に関する調査検討支援業務

n 規程策定体制の事例

【福岡県小郡市（人口約 5.9 万人）の例】

- Ⅰ 内閣府の支援策を活用し、優先的検討規程を策定。規程策定時に官民連携のWG（ワーキンググループ）を立ち上げ、既存の会議体で合意形成を図る等の工夫を行っている。
- Ⅰ 上記について、規程を策定する過程で、企画・財政部門、建築部門、その他公共施設を所管する各担当部門を巻き込み、情報共有しながら進めることで、その後の庁内検討体制の構築や PPP/PFI 推進の機運の醸成に繋げている。
- Ⅰ 官民連携のWGは、8月末から開始し、3回の開催で原案を作成した。12月に既存の会議体にし、翌年の2月に公表した。また、4回目のWGで官民連携の勉強会を開催している。

	開催日	開催内容（）内は説明者・講演者
第1回	令和元年8月23日	説明「ワーキンググループについて」(市) 説明「小都市の緊急財政対策計画について」(市) 講演「なぜ官民連携（PPP/PFI）が必要なのか」(受託者) 意見交換「公共施設の現状とPPP/PFIの可能性について」
第2回	令和元年10月11日	庁内勉強会 講演「鳥取市におけるFM推進とPPP（公民連携）の必然性」 講師 鳥取市総務部財産経営課資産活用推進室資産活用係 係長 宮谷 卓志 氏 ワークショップ テーマ①「PPP/PFIの必要性」 テーマ②「PPP/PFI優先的検討規程の必要性」
第3回	令和元年11月26日	説明「PPP/PFI優先的検討規程策定について」(市) 講演「PPP/PFI手法導入の流れについて」(受託者) 意見交換 ・優先的検討規程の対象事業の基準、事業の例外等
第4回	令和2年2月17日	講演「地域におけるPPP/PFIの推進について」 講師 内閣府 民間資金等活用事業推進室 企画官 阿部 俊彦 氏 説明「小都市PPP/PFI導入指針について」(市) 意見交換「小都市PPP/PFI導入指針について」(受託者)

	優先的検討規程のポイント	小都市PPP/PFI導入指針に盛り込まれたもの
①	統括部署と推進体制が規程上記載されていること。	統括部署「経営戦略課」 意思決定機関「行政改革推進本部」
②	事業費の基準が地方公共団体の規模にあったものとされている。	事業費水準 建設、製造又は改修の事業費総額3億円以上 単年度の運営費5,000万円以上
③	対象外事業についても、PFI指針以上に付け加えない。	学校教育施設、市営住宅を追加

出所：令和元年度 小都市における PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用に関する調査検討支援業務
報告書【概要版】

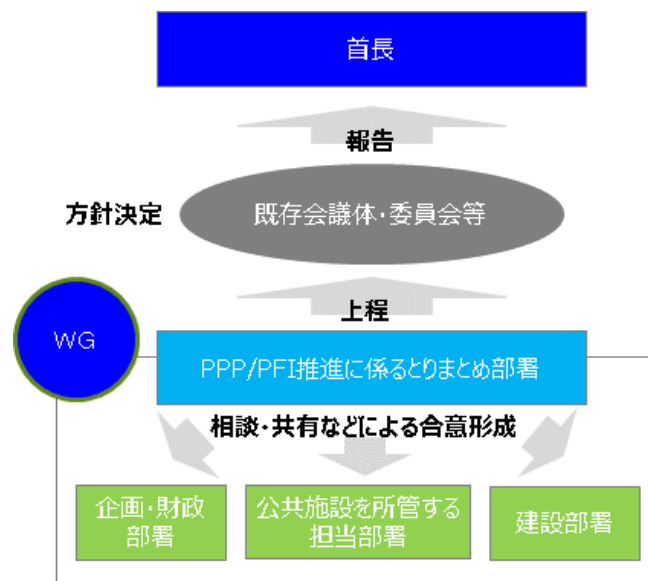


図4 規程策定時の庁内体制のイメージ

- 人口 20 万人未満の地方公共団体の規程策定状況 / 内閣府の支援策 -

- 2 規程の策定に当たっては、人口規模が同規模の団体が策定している優先的検討規程の内容（特に規程における検討対象事業の考え方や工夫）を参考にすることも有用です。
- 2 人口 20 万人未満の地方公共団体の優先的検討規程の策定状況は、下記の内閣府の HP に掲載しています。
(<https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/sakuteizyoukyou/sakuteizyoukyou.html>)
- 2 また、内閣府の支援策として、「PPP/PFI 手法優先的検討規程策定・運用に関する調査検討支援」を実施しています（下記 URL は、過年度の支援調査結果）。興味関心がある場合は、本手引末尾の内閣府の連絡先へお問い合わせください。
(https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/anken_chousagaiyou/anken_chousagaiyou.html)

n とりまとめ部門の設置の事例

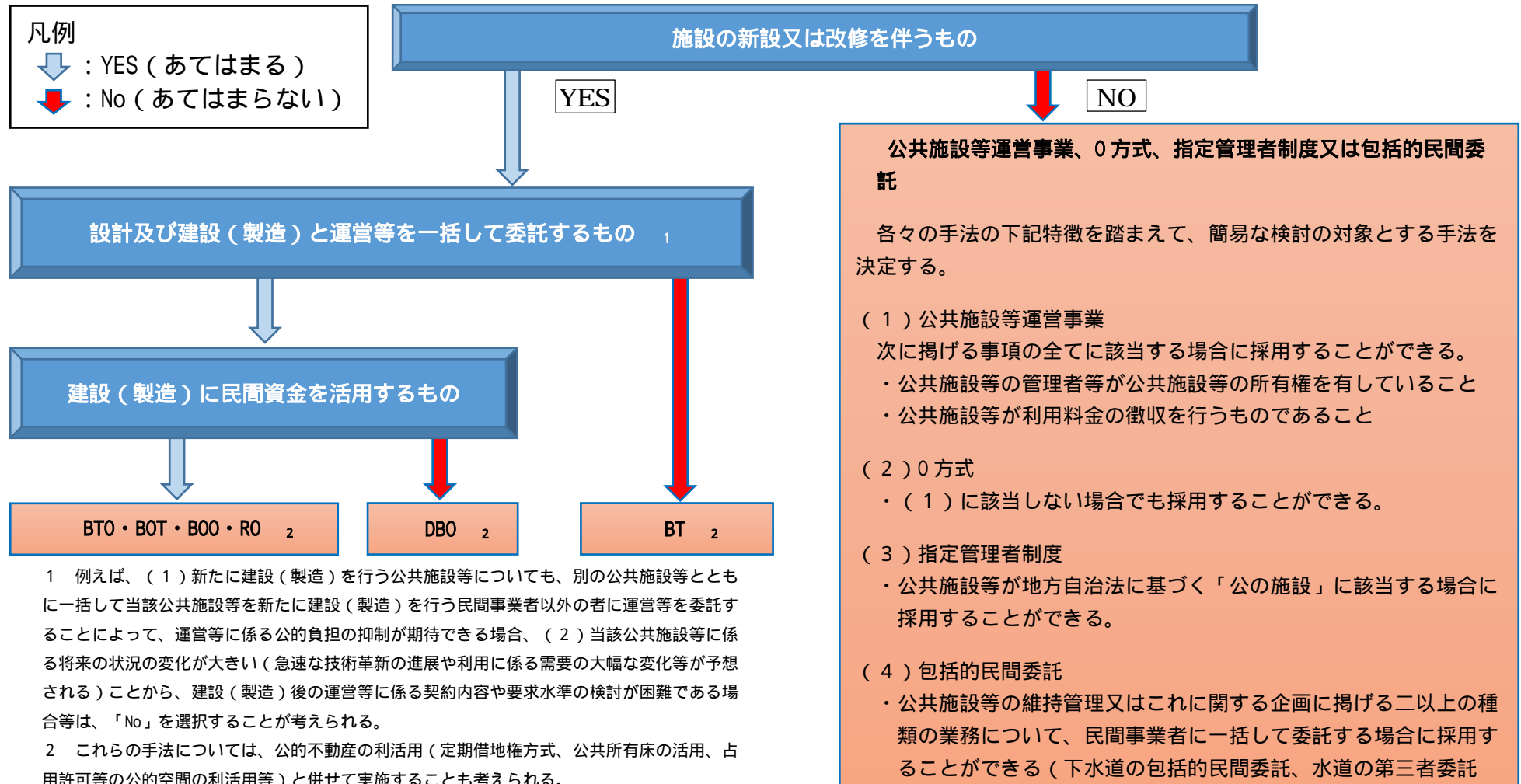
地方公共団体の規模によっては、専門部署の設置が難しいことも考えられ、人口規模が小規模な地方公共団体の先行事例においては、将来的な優先的検討を円滑に主導しやすい部署が主な役割を担っています。

具体的には、総合計画等の所管部署（企画系部署）、公共施設等総合管理計画等の所管部署（アセットマネジメント系部署）、行財政改革を所管する部署など、企画系部署・営繕部署・財政部署と連携が図りやすい部署が想定されます。

【京都府京田辺市（人口約 7.4 万人）の例】

- I PPP/PFI の情報・相談を一元化し、事業担当部署と伴走する体制をとるため、企画政策部企画調整室（従前より公共施設マネジメント所管）を統括部署としている。

採用手法選択フローチャート



別紙2 事業概要調書

記入日： 年 月 日

部局名		
事業名称		
事業概要	事業目的	
	事業内容	
用地	所在地	
	敷地面積	
	用地確保	市有地 民有地 (買収・ 賃借)
	計画上の規制	
建設	事業規模	延床面積：
	整備種別	新設・増設 現地更新 移転更新 大規模修繕・改修 統合・複合化 その他 ()
概算事業費	用地取得費	
	設計・建設費	
	維持管理・運営費 (年間)	
	総事業費	
事業スケジュール		
補助制度の有無	有 名称 () 制度内容： 無	
先行類似事例		

評価にあたり、参考資料などを別途加えることができる。

本 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書に記載している項目はあくまでも一例であり、個別の事業の特性、地域の特性等に応じてその内容を記載することが必要です。

3 - 1 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書
PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

別紙 3 - 2 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠
 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

公共施設等の整備等 (運営等を除く。) の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等 (運営等を除く。) の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

紙4 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（記載例）

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書（記載例）	従来型手法の費用等（PSC） （公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法）	採用手法の費用等 （候補となる PPP/PFI 手法）
整備等（運営等を除く。）費用	50.0 億円	45.0 億円 （式：50 億円（整備費）×0.9（削減率 10%）= 45 億円）
< 算出根拠 >	類似事例である 事業の床面積当たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%削減の想定
運営等費用	10.0 億円 （式：50 百万円（運営等費）/年 × 20 年（期間））	9.0 億円 （式：50 百万円（運営等費）/年 × 0.9（削減率 10%）× 20 年（期間））
< 算出根拠 >	類似事例である 事業の収入を元に本事業との違いを反映し算出	従来型手法より 10%削減の想定
利用料金収入	2.0 億円 （式：10 百万円/年（年間利用料金収入）× 20 年（期間））	2.2 億円 （式：10 百万円/年（年間利用料金収入）× 1.1（増加率 10%）× 20 年（期間））
< 算出根拠 >	類似事例である 事業の床面積当たりの単価を元に算出	従来型手法より 10%増加の想定
資金調達費用	5.3 億円 （式：50 億円（整備費用）× 75%（起債充当率）× 起債利率 1.3%・償還期間 20 年の元利均等償還）	9.0 億円 （式：45 億円（整備費用）- 0.1 億円（資本金）= 借入金 44.9 億円、借入金の利率 1.8%・返済期間 20 年の元利均等返済）
< 算出根拠 >	想定される起債充当率、起債利率、起債償還方法（償還期間、償還方法）を元に算出	公共が自ら資金調達をした場合の利率に 0.5%ポイントを上乗せ
調査等費用		0.25 億円
< 算出根拠 >	従来型手法の場合は想定せず	導入可能性調査の費用及びその後の業務委託の費用の想定
税金		0.03 億円
< 算出根拠 >	従来型手法の場合は想定せず	各年度の損益に法人実効税率 32.11% を乗じて算出
税引後損益		0.06 億円
< 算出根拠 >	従来型手法の場合は想定せず	EIRR が 5%以上確保されることを想定
合計	63.3 億円	61.1 億円
合計（現在価値）	51.7 億円	47.2 億円
財政支出削減率		VFM は 4.5 億円、8.7%
その他（前提条件等）	事業期間 20 年間 割引率 2.6%	

本 PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載している各費用等の要素はあくまでも一例であり、下記の「記入上の注意」1 に記載するとおり、個別の事業の特性、経済情勢等に応じてその内容を記載することが必要です。

【記入上の注意】

1 全ての採用手法に共通する事項

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書に記載する各費用等の要素については、個別の事業の特性に応じて、民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査により得られた整備等の費用削減率及び利用料金収入の増加率等を活用して得られた数値を簡易な検討の計算表（別紙 4 参照）に記入することで算定することが考えられます。

なお、各費用等の要素については、次の表に掲げるものについて記載することが考えられます。

簡易な検討における要素の要否

	BTO・BOT・BOO・RO		DBO		BT		公共施設等運営権・O方式・指定管理者制度・包括的民間委託	
	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI	PSC	PPP/PFI
公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用								
公共施設等の運営等の費用								
利用料金収入	事案による	事案による	事案による	事案による			事案による (公共施設等運営権方式の場合必須)	事案による (公共施設等運営権方式の場合必須)
資金調達に要する費用			(官が調達)	(官が調達)	(官が調達)	(官が調達)		
調査に要する費用								
税金(SPCに係るもの)								
民間事業者の適正な利益及び配当(税引後損益)(SPCに係るもの)								

公共施設等運営事業及びO方式の場合は計上することが必要な費用の要素

2 採用手法がフローチャート結果 の手法（BTO方式等）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設的设计、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を行った場合の費用 簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	$PSC \times 0.9$
公共施設等の運営等の費用	$PSC \times 0.9$
利用料金収入	$PSC \times 1.1$ （民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業のみに限ります。）
資金調達に要する費用	公共施設等の管理者等が自ら資金調達をした場合における金利に0.5%ポイントを上乘せした額 簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算
調査に要する費用	2500万円～6000万円程度
税金	損益 $\times 32.11\%$ （平成27年度法人実効税率） 簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算。 ただし、BOT方式及びBOO方式の場合にあっては、別

	途不動産の取得及び保有に係る税負担が発生することに留意。
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	資本金の額：1000万円～1億円 EIRR：5%（EIRR（Equity Internal Rate of Return）とは投資家から見た内部収益率のこと。資本金に対する配当等の利回りを示す指標であり、「資本金」と「将来の配当金の現在価値の合計」とが等しくなる割引率。今回は便宜的に「配当」ではなく「税引後損益＋割賦原価－借入金元本償還」で計算。以下同じ。） 簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算

幅のあるものについては、特段の事情がない限り最低の金額を用いることが考えられます。

実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切です。

不動産の取得及び保有に係る税負担としては、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税が考えられますが、BOT方式についてはこれらについてそれぞれ次に掲げる租税特別措置があります。

- ・ 不動産取得税：PFI法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋に係る不動産取得税について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（詳細については地方税法附則第11条第6項及び第8項を参照してください）
- ・ 固定資産税及び都市計画税：PFI法に基づく選定事業者が選定事業により整備する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について、当該家屋及び償却資産の課税標準を2分の1とする特例措置（詳細については地方税法附則第15条第17項及び20項を参照してください）

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用、公共施設等の運営等の費用については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均費用削減率が約10%であったことからPSC×0.9としています。

利用料金収入については、平成25年度及び平成26年度内閣府導入可能性調査における平均利用料金収入増加率が約10%であったことからPSC×1.1としています。

公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用については、共同発行市場公募地方債の過去10年間（平成17年度～平成26年度）平均約1.3%を勘案して1.3%としています。一方、民間事業者の資金調達に要する費用については、PFI事業者が金融機関から資金を調達する場合の利払い費が、地方公共団体が独自に資金を調達する場合の利払い費よりも高いことが想定されるため、公共施設等の管理者等の資金調達に要する費用に0.5%ポイント上乗せした1.8%としています。

調査に要する費用については、「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」（平成17年3月内閣府民間資金等活用事業推進室）における導入可能性調査費用（400万円～700万円程度）及びアドバイザー業務費用

(2,000万円～5,000万円程度)を合計し、2500万円～6000万円程度としています。

民間事業者の適正な利益については、「VFM簡易計算ソフト」(平成20年国土交通省)及び「公立学校耐震化PFIマニュアル」(平成20年10月文部科学省)を参考にしています。

三 その他の仮定

事業期間	基本構想、基本計画等において想定されている期間
割引率	2.6% 簡易な検討の計算表(別紙4参照)を用いて現在価値化

平成25年度及び平成26年度に実施方針が公表されたPFI事業のうちVFM評価が公表されているものの割引率の平均が約2.6%であることから、2.6%としています。詳細検討時の設定値においては、民間事業者からのヒアリングや、類似施設・事業期間の事例、金利情勢・リスクを勘案した割引率とすることが重要です。

3 採用手法がフローチャート結果 の手法（DBO 方式）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設的设计、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を行った場合の費用 簡易な検討の計算表（別紙 4 参照）を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	$PSC \times 0.9$
公共施設等の運営等の費用	$PSC \times 0.9$
利用料金収入	$PSC \times 1.1$ （民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限る。）
資金調達に要する費用	従来型手法の数値と同様とする
調査に要する費用	2500 万円～6000 万円程度
税金	損益 $\times 32.11\%$ （平成 27 年度法人実効税率） 簡易な検討の計算表（別紙 4 参照）を用いて計算
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	資本金の額：1000 万円～1 億円 EIRR：5% 簡易な検討の計算表（別紙 4 参照）を用いて計算

必要に応じて、上記 2 に記載している の手法（BTO 方式等）における算定方法の考え方を参照してください。

4 採用手法がフローチャート結果 の手法（BT方式）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	基本構想又は基本計画等において想定されている施設 の設計、建設又は製造に要する額
公共施設等の運営等の費用	算入しない
利用料金収入	算入しない
資金調達に要する費用	起債等により公共施設等の管理者等が自ら資金調達を 行った場合の費用 簡易な検討の計算表（別紙4参照）を用いて計算
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び 配当（税引後損益）	算入しない

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	$PSC \times 0.9$
公共施設等の運営等の費用	算入しない
利用料金収入	算入しない
資金調達に要する費用	従来型手法の数値と同様とする
調査に要する費用	2500万円～6000万円程度
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び 配当（税引後損益）	算入しない

必要に応じて、上記2に記載している の手法（BT0方式等）における算定方法の考え方を参照してください。

5 採用手法がフローチャート結果 の手法（公共施設等運営事業、0方式、指定管理者制度又は包括的民間委託）である場合

一 従来型手法による場合の費用（PSC）等の算定方法

次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することが考えられます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	算入しない
公共施設等の運営等の費用	基本構想、基本計画等において想定されている施設の運営等に要する額
利用料金収入	基本構想、基本計画等において想定されている額
資金調達に要する費用	算入しない
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

二 採用手法を導入した場合の費用等の算定方法

民間事業者への意見聴取及び類似事例の調査の実施が困難である場合は、次に掲げる費用等について、それぞれの仮定に従って算定することも考えられます。ただし、この場合であっても、詳細な検討において改めて各仮定の妥当性について検討することが望まれます。

公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用	算入しない
公共施設等の運営等の費用	$PSC \times 0.94$
利用料金収入	利用料金収入がある場合には、 $PSC \times 1.02$ （民間事業者が提供するサービスの質が利用料金収入に大きく影響する事業の場合に限ります。）
資金調達に要する費用	算入しない
調査に要する費用	算入しない
税金	算入しない
民間事業者の適正な利益及び配当（税引後損益）	算入しない

実際に簡易な検討を実施する時点の税率等を踏まえることが適切です。

上表は、指定管理制度を前提としたものですが、これ以外の民間事業者に運営等の業務を委託する手法（公共施設運営権方式、0方式、下水道の包括

的民間委託、水道の第三者委託等)を活用できる場合は、当該手法を活用することでより効率的かつ効果的な事業の実施が期待できる場合もあります。

例えば、公共施設運営権方式を活用する場合には、いわゆる更新投資や利用料金の決定等を含め民間事業者に委ねることにより、運営等費の削減率、利用料金収入の増加率がより高まり、調査等が発生することを勘案しても、採用手法の費用総額がより一層削減することが期待できます。

公共施設等の運営等の費用については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の導入効果」(平成20年12月内閣府政策統括官(経済財政分析担当))における費用削減率が約6%であったことから $PSC \times 0.94$ としています。

利用料金収入については、「政策課題分析シリーズ3 指定管理者制度の導入効果」における利用料金収入増加率が約2%であったことから $PSC \times 1.02$ としています。

別紙5 簡易な検討の計算表

簡易な検討の計算表 (単位:千円、年)

前提条件

のセルに想定されている条件を入力して下さい。なお、全ての入力が終わりましたら、左側の「VFM計算」のボタンをクリックして下さい。右記のセルに記載されている数値を「PPP/PFI手法簡易定量評価調査」に記載して下さい。

	従来型手法	採用手法の条件	採用手法	前提条件の入力方法	仮定した前提条件
手法	従来型手法	BTO・BOT・BOO・RO			
事業期間	1年 従来手法+採用手法 従来手法+採用手法	1年 1年間に設定してあります(変更できません)。 0年 1～50年間で選択して下さい。	1年間と仮定 20年間と仮定		
費用・収入	0 従来型手法の整備費と、採用手法におけるコスト削減割合(%)を記入して下さい。 0年 従来型手法の維持管理・運営費と、採用手法におけるコスト削減割合(%)を記入して下さい。 0年 従来型手法の利用料金収入と、採用手法における収入増加割合(%)を記入して下さい。	採用手法は従来型手法から10%の削減を見込めると仮定(今回は、従来型手法50億円、採用手法45億円と仮定) 採用手法は従来型手法から10%の削減を見込めると仮定(今回は、従来型手法50百万円/年、採用手法45百万円/年と仮定) 採用手法は従来型手法から10%の増加を見込めると仮定(今回は、従来型手法10百万円/年、採用手法11百万円/年と仮定)			
資金面の内容	0.0% 現在価値への割引率を記入して下さい。(標準は2.6%になります。)	現在価値への割引率は2.6%と仮定(整備期間を現在と仮定)			
	整備費に対する補助金・交付金の割合 整備費に対する起債の割合 整備費に対する一般財源の割合 整備費に対する民間資金の割合	整備費に対する補助金・交付金の割合(%)を記入して下さい。 整備費に対する起債の割合(%)を記入して下さい。 整備費に対する一般財源の割合(%)を記入して下さい。	整備費に対する補助金・交付金の割合を入力 整備費に対する起債の割合を入力 整備費に対する一般財源の割合を入力		

簡易VFMの結果

	従来型手法	採用手法	VFM
金額	0	0	0
%			#DIV/0!
現在価値のVFM			

VFMは現在価値に換算して比較を行うこととなっています。

PPP/PFI手法簡易定量評価調査

	従来型手法	採用手法
整備等(運営等を除く)費用 算出根拠	0.0億円	0.0億円
運営等費用 算出根拠	0.0億円	0.0億円
利用料金収入	0.0億円	0.0億円

別紙6 簡易な検討の計算表(記載例)

簡易な検討の計算表(記載例) (単位:千円、年) のセルに想定されている条件を入力して下さい。なお、全ての入力終了しましたら、左側の「VFM計算」のボタンをクリックして下さい。
前提条件 右記のセルに記載されている数値を「PPP/PFI手法簡易定量評価調査」に記載して下さい。

手法	前提条件の入力方法			仮定した前提条件
	従来型手法	採用手法の条件	採用手法	
手法	従来型手法	採用手法の条件	採用手法	仮定した前提条件
事業期間	1年 20年	1年 20年	1年 20年	1年間と仮定 20年間と仮定
費用・収入	5,000,000 50,000年 10,000年	10%削減 10%削減 10%増加	4,500,000 45,000年 11,000年	採用手法は従来型手法から10%の削減を見込めると仮定(今回は、従来型手法50億円、採用手法45億円と仮定) 採用手法は従来型手法から10%の削減を見込めると仮定(今回は、従来型手法50億円/年、採用手法45億円/年と仮定) 採用手法は従来型手法から10%の増加を見込めると仮定(今回は、従来型手法100億円/年、採用手法110億円/年と仮定)
資金面の内容	2.6%	2.6%	2.6%	現在価値への割引率は2.6%と仮定(標準は2.6%になります。)
整備費に対する補助金・交付金の割合	整備費の0%	整備費の0%	整備費の0%	整備費に対する補助金・交付金の割合を入力
整備費に対する起債の割合	整備費の75%	整備費の75%	整備費の75%	整備費に対する起債の割合を入力
整備費に対する一般財源の割合	整備費の25%	整備費の25%	整備費の25%	整備費に対する一般財源の割合を入力
整備費に対する民間資金の割合	整備費の100%	整備費の100%	整備費の100%	整備費に対する民間資金の割合を入力
整備費に対する資金調達の内容	100%	100%	100%	合計は100%
補助金・交付金の金額	0	0	0	整備費の資金調達について、補助金・交付金の額が自動計算されます。
起債金額	3,750,000	0	0	整備費の資金調達について、起債の額が自動計算されます。
一般財源の金額	1,250,000	0	0	整備費の資金調達について、一般財源の額が自動計算されます。
起債金利	1.3%	1.3%	1.3%	起債金利を%で入力して下さい
起債償還期間	20年	20年	20年	起債償還期間を入力
起債償還方法	元利均等	元利均等	元利均等	起債償還方法を20年間の元利均等償還と仮定
整備費に対する公共債の資金調達	10,000	4,490,000	10,000	SPCに必要な資本金額を記入して下さい。(標準は100万円)
借入金	0	4,490,000	0	借入金額は整備費から資本金額を減じた金額と仮定
借入金利	1.8%	1.8%	1.8%	借入金利は起債金利+0.5%の1.8%と仮定
民間事業者の借入期間	20年	20年	20年	借入金の返済方法は20年間の(維持管理・運営期間と同じ)元利均等返済と仮定
採用手法における整備費の資金調達	1.8%	1.8%	1.8%	民間事業者の借入金利になります
20年	20年	20年	20年	維持管理・運営期間になります
法人税等	32.11%	32.11%	32.11%	公共が民間事業者に支払う整備費の対価の割戻率は借入金利と同じ1.8%と仮定 公共が民間事業者に支払う整備費の対価の割戻率は20年間(維持管理・運営期間と同じ)元利均等払いと仮定
調査等費用	25,000	25,000	25,000	単年度損益に対して32.11%(実効税率)の法人税を想定 調査等費用を25万円と仮定
採用手法の内容	-10,648年	-10,648年	-10,648年	民間事業者のEIRRに必要な収益相当額が自動計算されます。
採用手法の民間事業者の収益	5.0%	5.0%	5.0%	民間事業者の収益(資本金に対する配当等の利回り)を記入して下さい。(標準は5%になります。)

簡易VFMの結果

	従来型手法	採用手法	VFM
金額	5,174,652	4,723,885	450,767
現在価値のVFM			8.7%

VFMは現在価値に換算して比較を行うこととなります。

PPP/PFI手法簡易定量評価調査

	従来型手法	採用手法
整備等(運営等を除く)費用	50.0億円	45.0億円
算出根拠		
運営等費用	10.0億円	9.0億円
算出根拠		
利用料金収入	2.0億円	2.2億円
算出根拠		
資金調達費用	5.3億円	9.0億円
算出根拠		
調査等費用		0.25億円
算出根拠		
税金		0.03億円
算出根拠		
税引き後損益		0.06億円
算出根拠		
合計	63.3億円	61.1億円
算出根拠		
合計(現在価値)	51.7億円	47.2億円
財政支出削減率		VFMは4.5億円 8.7%
その他(前提条件等)	事業期間20年間 割引率2.6%	

全ての入力終了しましたら、上記の「VFM計算」のボタンをクリックして下さい。

現在価値への換算割合	1	0.975	0.950	0.926	0.902	0.880	0.857	0.836	0.814	0.794	0.774	0.754	0.735	0.716	0.698	0.680	0.663	0.646	0.630	0.614	0.598	0.583	0.569	0.554	0.540	0.526
------------	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

従来型手法での公共の収支

整備期間	維持管理・運営期間	仮定した内容																									
		-1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
整備費	補助金・交付金分支払	0	0																								
	一般財源	1,250,000	1,250,000																								
資金調達費	起債元金・償還元金	3,750,000	165,389	167,539	169,717	171,924	174,159	176,423	178,716	181,040	183,393	185,777	188,192	190,639	193,117	195,628	198,171	200,747	203,357	206,000	208,678	211,391	0	0	0	0	0
	起債金利	1.3%	48,750	46,600	44,422	42,216	39,981	37,717	35,423	33,100	30,746	28,362	25,947	23,500	21,022	18,512	15,968	13,392	10,783	8,139	5,461	2,748	0	0	0	0	0
運営費		50,000年	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
調査等費用		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支出合計(A)		1,250,000	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139	264,139
補助金・交付金分収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用料金収入		10,000年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
収入合計(B)		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
総支出(C)=(A)-(B)		1,250,000	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139	254,139
現在価値での収支		1,250,000	247,699	241,422	235,304	229,341	223,530	217,865	212,344	206,963	201,719	196,607	191,625	186,769	182,036	177,423	172,927	168,544	164,273	160,110	156,053	152,098	0	0	0	0	0

採用手法での公共の収支

整備期間	維持管理・運営期間	仮定した内容																									
		-1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
整備費	補助金・交付金分支払	0	0																								
	一般財源	0	0																								
資金調達費	起債元金・償還元金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	起債金利	1.3%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
整備費の対価	割戻元金	4,500,000	188,922	192,323	195,785	199,309	202,896	206,549	210,266	214,051	217,904	221,826	225,819	229,884	234,022	238,234	242,523	246,888	251,332	255,856	260,461	265,150	0	0	0	0	0
	割戻金利	1.8%	81,000	77,599	74,138	70,613	67,026	63,374	59,656	55,871	52,018	48,096	44,103	40,038	35,900	31,688	27,400	23,034	18,590	14,066	9,461	4,773	0	0	0	0	0
運営費の対価		45,000年	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
採用手法における対価の調整		-10,648年	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648	-10,648
調査等費用		25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
支出合計(A)		25,000	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275
補助金・交付金分収入		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入合計(B)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支出(C)=(A)-(B)		25,000	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275	304,275
現在価値での収支		25,000	298,564	289,049	281,724	274,585	267,626	260,844	254,234	247,792	241,512	235,382	229,427	223,613	217,947	212,424	207,040	201,794	196,680	191,686	186,838	182,104	0	0	0	0	0

採用手法での民間の損益

整備期間	維持管理・運営期間	仮定した内容																									
		-1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
整備費の対価	一括受領分	0	0																								
	割戻元金	4,500,000	188,922	192,323	195,785	199,309	202,896	206,549	210,266	214,051	217,904	221,826	225,819	229,884	234,022	238,234	242,523	246,888	251,332	255,856	260,461	265,150	0	0	0	0	0
	割戻金利	1.8%	81,000	77,599	74,138	70,61																					

別紙 7 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書

分類	評価項目	評価	理由・内容
新たな事業機会の創出	民間事業者による創意工夫の発揮の余地はあるか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 民間ノウハウの活用可能性 ⊃ 設計・建設、維持管理・運営の各段階で事業者の工夫の余地
	民間事業者の参画可能性はあるか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 民間事業者の事業への参画意欲があるか
	事業の競争性はあるか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 類似実績数 ⊃ 参画希望事業者の数
	民間事業者の参画による事業の質的向上の可能性はあるか		
	公共と民間の間でリスクの明確化及び適切なリスク分担が可能か		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 事業計画上、民間との役割分担が明確にできるか ⊃ 民間事業者による適切なリスクコントロールが可能か
	法令上の制約はないか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 民間事業者の参画において、法規制等の制約がないか
民間需要の喚起	安定した需要が見込めるか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 将来にわたって安定したサービス需要が見込めるか
	長期間の契約が可能か		
	収益事業の実施が可能か		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 収益事業に対し、利用者・運営者ニーズがあるか
財政的メリット	費用の削減もしくは収入の増加が見込めるか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 財政負担上のデメリットがあるか ⊃ 補助金等の活用可能性
	施設の長寿命化、維持管理コストの縮減に寄与するか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 事業期間を超えて、LCCの縮減が見込めるか
事業実施上の課題	事業実施に適切な検討時間を確保できるか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 事業開始までに十分な検討時間を確保できるか
	事業を実施する上で、デメリットとなり得る事項はあるか		<ul style="list-style-type: none"> ⊃ 著しいデメリットとなり得る事項はないか

評価欄には、「○：該当する」、「△：該当するが懸念事項あり」、「×：該当しない・課題あり」のいずれかを記入する。

評価に当たり、参考資料などを別途加えることができる。

本 PPP/PFI 手法簡易定性評価調書に記載している項目はあくまでも一例であり、個別の事業の特性、地域の特性等に応じてその内容を記載することが必要です。

参考 1 優先的検討規程の例

市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

1 総則

一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）
- ロ 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- ホ 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 3 年度改定版）」（令和 3 年 6 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）

三 対象とする PPP/PFI 手法

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営事業 指定管理者制度 包括的民間委託 O (運営等 Operate) 方式
ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BT方式 (建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate) BOT方式 (建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer) BOO方式 (建設 Build-所有 Own-運営等 Operate) DBO方式 (設計 Design-建設 Build-運営等 Operate) RO方式 (改修 Renovate-運営等 Operate) ESCO 方式
ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式 (建設 Build-移転 Transfer) (民間建設買取方式) 民間建設借上方式及び特定建築者制度等 (市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。) 方式

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)の「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 二 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日総務省自治財政局通知)第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- 三 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)2(3)の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 四 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- 五 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 六 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - イ 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - ロ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

三 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ニ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4 適切なPPP/PFI手法の選択

一 採用手法の選択

市は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

市は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- イ 指定管理者制度 次の5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略

□ 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型
的なものに該当する場合における BT0 方式 次の 5 の簡易な検討を省略し、
6 の詳細な検討を実施

ハ 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案にお
いて、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額
の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされて
いる場合における当該採用手法 次の 5 の簡易な検討を省略し、6 の詳細な
検討を実施

5 簡易な検討

一 費用総額の比較による評価

市は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備
等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲
げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の
適否を評価するものとする。

4 において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用
総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間
で同様の比較を行うものとする。

イ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

□ 公共施設等の運営等の費用

ハ 民間事業者の適正な利益及び配当

ニ 調査に要する費用

ホ 資金調達に要する費用

ヘ 利用料金収入

二 その他の方法による評価

市は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と
認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につな
がることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を
評価することができるものとする。

イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価

□ 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

市は、5 の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施
設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタント
を活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費

用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表

一 簡易な検討の結果の公表

イ 費用総額の比較による評価の結果の公表

市は、5一の費用総額の比較による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) PPP/PFI手法簡易評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

ロ その他の方法による評価の結果の公表

市は、5二の方法による評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- (1) PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。） PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- (2) 客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。） 入札手続の終了後等適切な時期

二 詳細な検討の結果の公表

市は、6の詳細な検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- イ PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- ロ PPP/PFI手法簡易評価調書の内容（6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの） 入札手続の終了後等適切な時期

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備 等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等(運営等 を除く。)費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計(現在価値)		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

公共施設等の整備等 (運営等を除く。) の費用	
公共施設等の運営等の費用	
民間事業者の適正な利益及び配当	
調査に要する費用	
資金調達に要する費用	
利用料金収入	

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

公共施設等の整備等 (運営等を除く。) の費用	
公共施設等の運営等の費用	
利用料金収入	
資金調達に要する費用	
調査に要する費用	
税金	
民間事業者の適正な利益及び配当	

(3) その他の仮定

事業期間	
割引率	

参考 2 関連する通知文書等

参考 2 - 1 内閣府及び総務省から地方公共団体へ発出した通知

府政経シ第 401 号
総行地第 92 号
令和 3 年 6 月 21 日

各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）
総務省大臣官房地域力創造審議官（公印省略）

PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国及び地方公共団体において、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

標記につきましては、これまで「「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」について（要請）」（平成 27 年 12 月 17 日府政経シ第 886 号総行地第 154 号）等を出し、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 17 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、国及び人口 20 万人以上の地方公共団体等において、優先的検討規程を定め、的確に運用することを助言してきたところです。

今般、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和 3 年 6 月 18 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（以下「指針」という。）が改定され、優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められる地方公共団体を、人口 20 万人以上の団体から人口 10 万人以上の団体とすることとされました。（別添 1 参照）

つきましては、人口 20 万人以上で優先的検討規程を未策定の団体については、早急な策定をお願いいたします。

また、人口 10 万人以上 20 万人未満の団体については、指針を踏まえ、令和 5 年度末までに優先的検討規程を定めていただきますようお願いいたします。

さらに、人口 10 万人未満の地方公共団体におかれましても、必要に応じて同様の取組を行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県においては、貴都道府県内市区町村（指定都市を除く。）に対しても本通知の趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

なお、人口 20 万人未満の地方公共団体における優先的検討規程の策定・運用に際し、参考となるよう「小規模自治体向け優先的検討規程の運用定着のポイントと参考事例」（別添 2）について、内閣府でとりまとめた資料を添付いたしますので、ご参照ください。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

参考手引き

優先的検討規程の策定及び運用に当たっては、参考となる手引きを内閣府ホームページ上に掲載しておりますのでご活用ください。

（今後、人口規模等に応じた手引きの改定を行う予定です。）

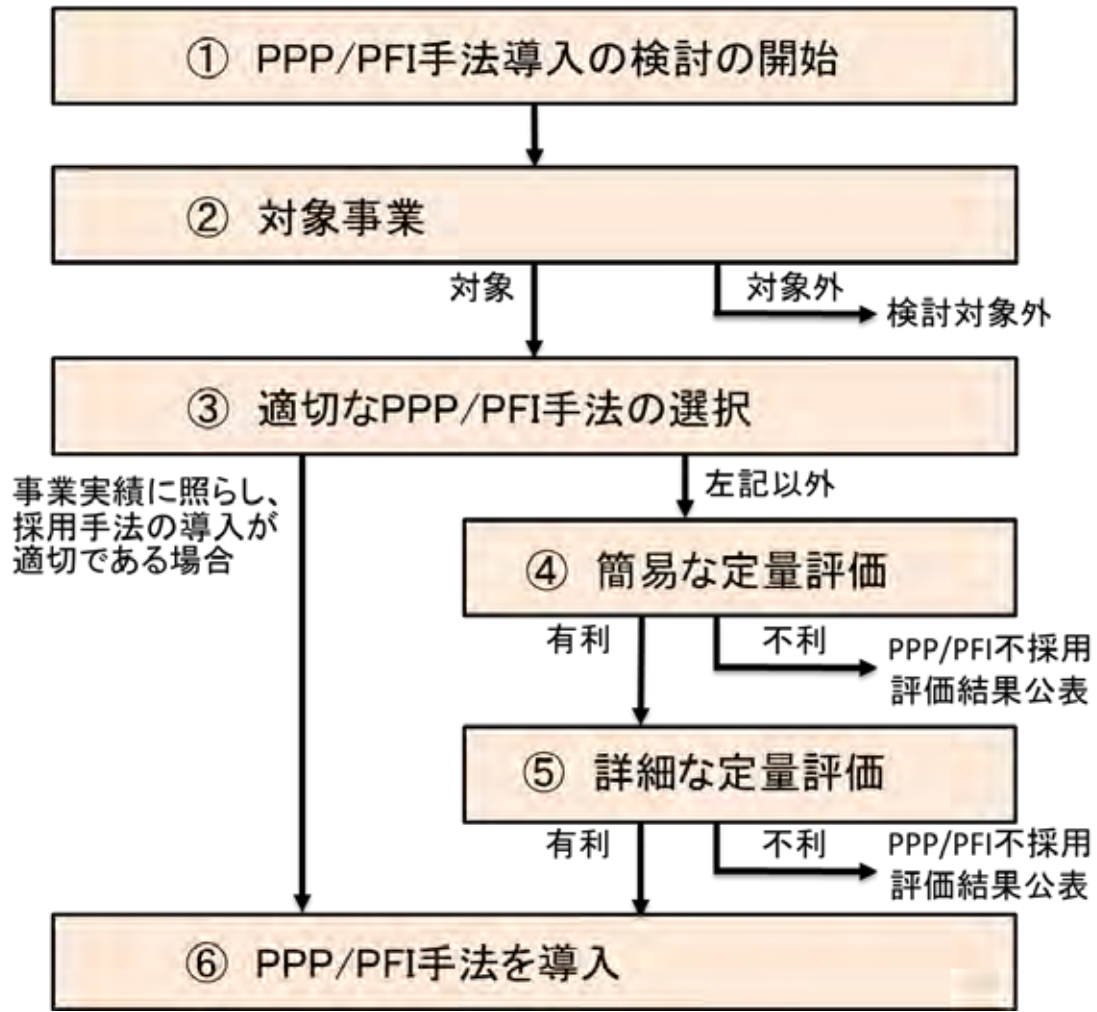
https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

- ・「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」
- ・「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程運用の手引」

本通知については、別添資料も併せて下記内閣府ホームページに掲載しております。https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するプロセス概要

- 【対象事業主体】
 - ・国、地方公共団体、公共法人(独法、公社等)
- 【対象施設】
 - ・公共施設等
(例えば空港、上下水道等の利用料金が発生する施設や庁舎、宿舍、公営住宅、学校等を含む。)
- 【対象事業】
 - ・整備等
(例えば新規建設、改修のみならず、運営、維持管理を含む。)



参考 2 - 3 指針通知の流れ

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針について

11月19日 PFI推進委員会(調査審議)

12月15日 PFI推進会議(決定)

12月15日 内閣府から各省庁に通知・要請(指針を添付)

通知・要請
(12月15日)

各省庁

内閣府・総務省
(総務省と連携)

その他省庁(国土交通省等)

通知・要請
(12月17日)

通知

通知・要請

内閣府・総務省
の文書を添付

地方公共団体

地方公共団体
(所管事業担当部局)

所管公共法人
(独法、特殊法人等)

通知・要請

所管公共法人
(公社等)

指針に関する「よくあるお問い合わせと回答について」は、下記内閣府ホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。

https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/shishin_index.html

また、その他のお問い合わせについては、下記連絡先へお尋ねください。

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室）

TEL：03-6257-1655、FAX：03-3581-9682